

置賜広域行政事務組合集中改革プラン

(計画期間 平成 20 年度から平成 24 年度)

改正 平成 23 年 2 月

置賜広域行政事務組合

1	策定の趣旨と計画期間等	1
2	集中改革プランの4つの柱	2
3	集中改革プランの数値目標	2
4	集中改革プラン4つの柱の改革基本方針	3
(1)	事務・事業の見直しによる効率的執行と経費の削減	3
①	置賜広域市町村計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務	
②	コンピューター利用による行政事務の情報処理共同事業に関する事務	
③	広域交流拠点施設(余熱利用施設)の設置及び管理運営に関する事務	
④	し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	
⑤	し尿の収集運搬に関する事務	
⑥	死亡獣畜保冷施設の設置及び管理運営に関する事務	
⑦	南陽養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務	
⑧	広域消防について	
(2)	業務の民間委託等への移行による効率的執行と経費の削減	8
①	千代田クリーンセンター運転係の業務委託の実施	
②	南陽クリーンセンター業務係の業務委託の検討	
③	南陽やすらぎ荘調理業務の業務委託の検討	
④	長井クリーンセンター、千代田クリーンセンターの受付業務の民間委託の検討	
⑤	浅川ふれあい公園の指定管理者制度導入についての検討	
(3)	職員の適正配置と人件費の抑制	10
①	定員管理について	
②	給与の適正化	
(4)	健全な財政運営の推進	19
5	改革推進にあたって	20
①	職員の意識改革	
②	進行管理	
	集中改革プランにおける財政効果	22

1 策定の趣旨と計画期間等

(1) 策定の趣旨

国と地方財政の構造的な行き詰まりを背景に、効率的で小さな政府を実現するためあらゆる改革に着手しています。そして、活力ある経済社会への建て直しと持続可能な財政構造を確立するため、「官から民へ」「国から地方へ」といった基本的な考えに沿い、地方公共団体自らが地域住民のニーズに応えて、自主的・自立的かつ効率的に行政運営を行うことを求めています。

このような中で、総務省は、地方公共団体が一層積極的に行財政改革を推進するよう、「新地方行革指針」を策定し、具体的な取り組みを明示し、それを公表するよう義務付けをしました。

本組合を構成する市町にあっても、従来から行財政改革に積極的に取り組んでおりますが、長引く景気低迷や少子高齢社会の進展、急速な高度情報化による社会の変化のなかで、行財政運営を効率的に行うため、さらなる行財政改革を継続的・積極的に実行しています。特に「三位一体の改革」による地方交付税や補助金等の削減により、今後益々財政事情が厳しくなることから、徹底した歳出削減と、これまで行ってきた事業の見直し住民との役割分担の見直しを含め、さらに大胆な改革が行われるものと思われます。

構成市町からの分担金を中心として運営されている本組合として、構成市町の財政状況を理解し、これまでの事務事業・組織機構等の見直しや、職員定数及び給与等適正化及び民間委託等の推進、改革の取り組みを一層強化し、さらなる行財政の効率化と住民サービスの向上を図り、徹底した改革により各市町と一体になり、財政負担の軽減を行うものとします。

(2) 計画期間

この集中改革プランの計画期間は、平成 20 年度を起点とし、平成 24 年度までの 5 ヶ年とします。

ただし、集中行革プランの策定に関しては、当初、平成 19 年度を起点とした 5 ヶ年の計画を策定し、理事会で協議されたが、改革のスピード及び財政効果を明確に表示すること、また、平成 19 年度に取り組むとした事項については、早急に取り組むことの協議結果に基づき既に取り組んでいます。

このため、当初の集中改革プラン案において平成 19 年度に実施するとした事項の取り組み内容及び効果についても含めるものとします。

(3) 計画の公表

この集中改革プランは、組合の広報紙やホームページでその内容を公表いたします。

2 集中改革プランの4つの柱

この集中改革プランの改革は、次の4つを柱とします。

事務・事業の見直しによる効率的執行と経費の削減

業務の民間委託等への移行による効率的執行と経費の削減

職員の適正配置と人件費の抑制

健全な財政運営の推進

3 集中改革プランの数値目標

(1) 収入の確保	5年間で	5億3千300万円	中間	4億3千460万円
① 基金の運用見直し		400万円	中間	180万円
② ごみ処理手数料等の改正		5億2千900万円	中間	4億3千280万円

(2) 歳出削減 5年間で 3億8千420万円

※ 歳出の削減目標額について、事務・事業の見直しによる効率的執行と経費の削減の項中「し尿処理施設の設置及び管理運営」に関して、方針の変更があったことから、削減目標額を次のとおり改正するものです。

歳出削減 5年間で 1億8千420万円

歳出削減	5年間で	1億8千420万円	中間	1億5千960万円
① 事務・事業の見直しによる効率的執行と経費の削減		2千450万円	中間	1千090万円
② 業務の民間委託等への移行による効率的執行と経費の削減		1億3千590万円	中間	1億750万円
③ 職員の適正配置と人件費の抑制		1千970万円	中間	2千840万円
④ 健全な財政運営の推進		410万円	中間	1千280万円

詳細については、別紙のとおりです。

4 集中改革プラン4つの柱の改革基本方針

(1) 事務・事業の見直しによる効率的執行と経費の削減

厳しい財政環境が続く中で、新たな課題や複雑・多様化する住民のニーズに的確に対応していくために、これまでの前例・慣例にとられない新たな発想や効果的な方法により事務事業全般にわたり、効果や効率性の観点から、初期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統廃合するなどの見直しを行い、組合の果たすべき役割、受益と負担の公正の確保、事務効率に配慮し、事務事業の整理合理化を推進します。

① 置賜広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務

本圏域は昭和46年に「置賜広域市町村圏」の指定を受け、圏域の一体的振興、発展、連携を目指し、10年間を計画期間とする置賜広域市町村圏計画を策定し、計画的に事業の推進を図ってきました。

現在は「快適で活力のある圏域を目指して」をテーマとした第4次（平成14年度から平成23年度）の計画期間であります。

この行政改革プランの計画期間内の平成24年度に第5次の新たな広域市町村計画の策定をする必要がありますが、全国的な市町村合併の進展に伴い、総務省において広域行政圏施策の抜本的見直しを行っている状況にあります。

これらから、国の動向に留意し、情報の収集に努め、的確で迅速的な対応を行うものとしします。

また、この国の広域行政施策の見直しは「ふるさと市町村圏基金」の取扱いにも関連するもので、同様な対応を行うとともに、基金運用に関しては、安全性を十分に確保しながら債券による運用の幅を広げるなど果実の増収に努めるものとしします。

※ 市町村合併の進行、社会経済構造の変化に伴い、広域行政圏施策は当初の役割を終えたとし、平成21年3月31日をもって、「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」を廃止し、替って「定住自立圏構想推進要綱」を定めました。

この廃止を受けて、新置賜広域ふるさと市町村圏計画の策定及びふるさと市町村圏基金の取り扱いについて協議を行い、計画の策定期間である平成23年度まで現計画を推進し、その後の計画を策定するか及びふるさと市町村圏基金の取り扱いを理事会において検討することの合意がなされています。

② コンピューター利用による行政事務の情報処理共同事業に関する事務

システムの共同化による事業費の削減と事務の標準化、簡素化を目的として平成19年度「置賜広域行政検討会」で検討がなされ、本組合が事務局として事業推進を図ってきました。

この結果、住民記録業務を始め、主要12業務を米沢市（一部事業）、長井市、南陽市、高島町、川西町、白鷹町及び飯豊町の3市4町で電算システム共同アウトソーシングとして平成20年度から事業が開始され、現行処理費用と比較し、大幅な軽減が図られることとなりました。

また、処理方式として採用した「ASP サービス」は、全国に先駆けた方式であることから、インセンティブによる貢献として、今後、全国の自治体で同方式による契約団体が100を越えた場合にASPサービス使用料を当初の契約額から20%（50団体で7%）を軽減することを確約しています。

全国自治体へ広がるためのポイントは、標準パッケージによる事務の標準化がいかんにか図られるかであるため、参加市町と標準化を図る検討を行いインセンティブ効果が享受できるよう取り組むものとします。

また、現行の共同事務処理についての見直しと「電算共同処理事務費」のあり方について検討します。

※ 電算システム共同アウトソーシングとして平成20年度に準備を行い、平成21年度には長井市が平成22年度には川西町と南陽市が供用開始をしました。一部、計画を前倒し、後送りがあるもののほぼ計画にそった移行状況にあります。この供用開始で経費の大幅な削減が図られたほか、これまでシステム化されていなかった業務もシステム化が可能となったことから格段の業務改善、効率化が図られています。

また、全国の自治体などから積極的に視察を受入れるとともに各地に出向いての事例の発表や専門誌から記事掲載依頼に応じるなどインセンティブ効果が享受できるよう環境整備について積極的な取り組みを行ってきました。

③ 広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理運営に関する事務

当該施設の管理運営に関しては、民間事業者のノウハウを活用し、効率的、効果的な運営を目的に指定管理者による管理運営としています。

指定期間は5年間とし、指定管理料は、初年度の管理料を上限に毎年の利用料を勘案し減額することとしています。

このことから、構成市町と利活用について取り組むとともに住民に対してのPRを積極的に行い利用拡大に努め、指定管理料の軽減を行うものとします。

また、アクセス道について信号機の設置を含め地元住民と協議を進めるとともに整備に努め、利用者の利便性、安全性を確保し、利用拡大につなげるものとします。

※ 平成21年5月の開業から、平成21年度の年間利用者数は、当初見込み人数を上回る74,399人となり、当初収支計画での△3,000千円の見込みが、△1,372千円に抑えられた。また、湯るっと1周年の記念事業の開催など地域交流や利用拡大を図ってきました。

また、平成22年12月に千代田クリーンセンターアクセス道路が開通したことにより、さらなる利用拡大が見込めるものであるが、パークゴルフ場の芝の状態が悪く、利用者からの苦情も多いため、今後、整備を図り、一層の利用拡大に

つなげていくものであります。

④ し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務

長井クリーンセンターのし尿処理施設については、老朽化が著しく、平成23年度以降、現施設による処理継続が困難な状況にあることから、同処理施設の廃止又は大規模な修繕、施設改造若しくは、新しい施設の建設等について、長期的視点に立ち、投資経費や維持管理経費の軽減を図るため、将来における施設統合計画を含め検討するものとしします。

【改正】

長井クリーンセンターのし尿処理施設について、老朽化が著しいことから、長井市、白鷹町、飯豊町及び小国町の1市3町をエリアとする汚泥再生処理センターとして平成26年度の供用開始を目途に新設で整備するものとし、投資経費、維持管理経費の軽減を図ることから、長期包括的運営による方法も検討するものとしします。

また、米沢及び南陽クリーンセンターの施設も老朽化している状況にあることから、長期的視点に立ち、投資経費や維持管理経費の軽減を図るため、将来における施設整備計画を検討するものとしします。

⑤ ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

長井、小国、旧千代田の3焼却処理施設の統廃合を行い、平成11年4月に置賜全市町をエリアとする千代田クリーンセンターを建設してきました。

施設統合により、投資経費の軽減及び業務の効率化と処理経費の削減が図られました。今後、施設の老朽化に伴う維持補修費の増加が見込まれますが、適切な維持管理に努め、維持補修費の軽減と長期的な補修計画を策定し平準化を図ります。

最終処分場については、現浅川埋立地が平成22年度で終了(ごみの減量化により、23年度の中期まで埋立が行われる可能性があり、精査中)することから、現埋立地に隣接する本組合所有地30,000㎡を新たな埋立地とする整備計画を策定し、平成21、22年度の2ヵ年の継続事業で整備することで現在、業務を推進中でありま

す。

また、最終処分場を整備する場合、用地の選定から整備まで相当期間(最短で8年)を要することから、現在整備している処分場の終了後の将来計画の策定に早急に着手するものとしします。

ごみ処理量は、平成15年度と平成19年度を比較すると6,321t、率にして9.3%減少し、平成20年度においても減少しています。これは圏域人口の減少や経済活動等の社会動態の要因に加えリサイクルやレジ袋の有料化に見られるようなごみ減量化に対しての意識の高まりも大きなものと思われま

す。平成21年4月の余熱利用施設の共用開始を契機にくりえいと工房との連携を図り、環境共生やリサイクルに対してのPR活動を積極的に行い、ごみ減量化に積極的に取り組み、環境意識の高揚や施設の延命化に努めます。

※ 新最終処分場整備事業については、平成21年度から平成23年度の継続事業

として整備を進めていますが、順調に工事が行われており、当初予定のとおり、平成23年10月から埋立が開始される予定です。

また、平成31年度からの新たな最終処分場の候補地の選定に関しては、高島町以外の市町に設置することとしていましたが、新たな場所を選定することの困難性、膨大な費用の投資が見込まれることなどから、現浅川最終処分場の隣接地に設置することとし、地元高島町中島地区と協議を進めることが確認されました。

千代田クリーンセンターについては、稼働後12年が経過し、機器の更新の時期に入ってきましたが、平成25年度までに長寿命化計画を策定し、交付金対象事業として基幹改良事業を行うことによる施設の延命化について検討を行うことが確認されました。

⑥ し尿の収集運搬に関する事務

南陽市、高島町及び川西町のし尿収集業務については、南陽クリーンセンターの直営業務として、業務委託により行っています。他市町については、それぞれの市町ごとに許可方式としていることから、委託から許可とした場合の経費削減の可能性及び業務のあり方について検討するものとします。

※ 収集業務について、直営方式から業務委託に年次で移行してきましたが、移行に係る業者の選定経過及び下水道の普及、浄化槽設置者の増加による収集量の減少が見込まれる中で、現行体制を維持するものとしたい。

また、収集手数料に関し、適正額について検討を行うものとします。

⑦ 死亡獣畜保冷施設の設置及び管理運営に関する事務

昭和53年に設置された施設であり、本年度で30年が経過し、老朽化が激しく更新について検討する時期にきています。

死亡獣畜の処理は、青森県の化製業者まで運搬して処理しなければならないことの業務の困難性や死亡獣畜が産業廃棄物であることから、山形県に対し、安定的で効率的な処理体制の確立及び保冷施設を統合し、県内を対象とした広域施設の整備を要望してきました。

この要望に対して畜産農家や畜産団体の排出者責任であり、当該団体が主体となって行うべきものとの見解が示されました。

これらから、本組合の共同処理事務から畜産農家や畜産団体が設置、運営を行う体制への移管について関係団体と協議を行い、平成24年度の移行を目標に取り組むものとします。

※ 構成市町農林課、畜産団体（JA おきたま、山形県酪農業組合）、山形県（農林担当課、置賜家畜保健衛生所）及び本組合で検討会を設置し、協議、検討を行っています。

⑧ 南陽養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務

当該事務に関しては、平成19年度に将来像に関する検討を行い、設置主体、運営

主体を施設の現状及び職員の定年の状況を見据えながら民間に移管することが確認されています。

このことから民間移管に関して具体的な検討とスケジュールを含めた計画の策定を平成23年度までに行うものとします。

なお、職員体制について、将来の民間移管を想定し、退職者の補充は嘱託職員等で行うものとし、平成23、24年度の2カ年の人件費で2千万円の削減が見込まれます。

※ 平成32年度に民間に移管することを内容とする基本方針を策定し、定年退職者について、嘱託職員で補充している状況にあります。

また、平成25年度から調理業務を民間に委託することで準備を進めています。

⑨ 置賜地域の消防の広域化に関する事務

消防の広域化に関する事務を本組合で行うことの決定に基づき、検討組織要綱を定め推進しています。消防広域化の目的である住民サービスの向上、消防体制の効率化、基盤強化が図られる体制の整備を行うため、調整項目の調整を行いながら山形県が示す目標年次は、平成24年度末とされていますが、実施年度の前倒しも含め、広域化に向けて、構成市町と連携をとり、議論を深めながら検討を進めることとします。

また、今後、消防の広域化の組織について検討が行われますが、本組合と西置賜行政組合の合併となった場合、当該行政組合の養護老人ホームの事務のあり方についても西置賜行政組合と連携して検討を行うものとします。

【改正】

消防の広域化に関する事務を本組合で行うことの決定に基づき、平成21年度において置賜3市5町の消防広域化を推進してきましたが、将来的な広域化を認識しながらも米沢市、南陽市、高島町、川西町の2市2町による広域化を実施することとして、組織要綱を定め準備業務を行っています。

消防広域化の目的である住民サービスの向上、消防体制の効率化、基盤強化が図られる体制の整備を行うため、調整項目の調整を行いながら、平成24年4月1日に広域化に移行することとして、構成市町と連携をとり、議論を深めながら準備を進めることとします。

また、今後、将来的な置賜地域の消防の広域化について、検討を行うものとします。

(2) 業務の民間委託等への移行による効率的執行と経費の削減

本組合においてもこれまでも粗大ごみ処理施設、米沢クリーンセンターの処理業務など効率的執行と経費の削減といった視点で業務委託に移行し、民間活力の導入に積極的に取組み進めてきました。

現在までの民間委託等への移行状況は、次のとおりです。

施設種類	施設 の 名 称		直営	一部委託	全部委託
老人福祉施設	やすらぎ荘		○		
し尿処理施設	米沢クリーンセンター			○	
	長井クリーンセンター		○		
	南陽クリーンセンター		○		
ごみ処理施設	千代田クリーンセンター	焼却処理施設	○		
		リサイクルプラザ		○	
		浅川最終処分場		○	
	長井クリーンセンター	粗大ごみ処理		○	
		長井リレーセンター		○	
		小国リレーセンター		○	
死亡獣畜保冷	死亡獣畜保冷センター		○		

本組合の業務の中心である廃棄物の処理施設の業務は、多くの現業部門を抱えています。

全国的に現業部門について民間委託に移行している状況にあり、現業業務職種の職員採用を廃止している状況にあります。これらを背景に行政の廃棄物処理部門を専門に扱う民間事業者も多数現れている状況にあり、管理部門を強化することで組合の責務と責任、住民サービスの維持・向上の確保は十分可能な状況にあるものと思われます。

これらから、民間委託を推進し、組合運営の効率化、経費の削減の大きな柱として取り組むものとします。

また、地方自治法の改正により、創設された指定管理者制度をより効果的なものにするため、施設管理のあり方について検討を行い、指定管理者制度の導入を図ります。

業務の民間委託への移行に関しては、組合の責任の確保、行政関与の必然性・サービス向上の可能性・経費節減の可能性の有無について十分に確認する必要がありますが、職員の定年退職の状況を勘案しながら、平成20年度から平成24年度までの5カ年の業務委託の取組み目標を次のとおりとします。

① 千代田クリーンセンター運転系の業務委託の実施

千代田クリーンセンターは24時間連続運転によりごみの焼却処分を行っているが、ごみ焼却部門については、4つの運転係（1係5人を配置 計20人）の交代制勤務により行っています。

この運転係について、職員の配置基準を見直すとともに運転係の一部を業務委託することについて検討し、平成22年度に運転係の一部を業務委託にし、経費の削減、効率的化を図るものとします。更に将来的には運転係全体の業務委託を具体的に検討し実施します。

なお、この配置基準の見直し及び民間委託により、平成21、22、23、24年度の4カ年間で人件費と委託経費を比較し、1億1千万円の削減が見込まれます。

※ 平成22年度から4つの運転係のうち2つの運転係を業務委託にしました。改革プランでは、将来的には運転係全体の業務委託を具体的に検討することとしていますが、置広職員配置の関係及び置広と委託業者の調整、責任の分散等の新たな課題から平成25年度に全面業務委託を行うものとして、前記「網掛け部分」を次のとおり改正する。

【改正】

更に職員を配置し業務を行っている2つの運転係について平成25年度に委託し、全面委託化を実施するものとします。

② 南陽クリーンセンター業務系の業務委託の検討

同施設のし尿処理部門について、現在、5名の職員を配置し、業務を行っていますが、民間委託への移行について検討し、平成25年度に業務委託に移行を実施するものとします。

※ 平成25年度から業務委託への移行について計画していますが、長井汚泥再生処理センターの新設に伴い、新たにし尿処理施設の将来計画の策定が必要となることから、これに合わせ、長期包括的運営による方法も検討するものとし、次のように改正をしたい。

【改正】

同施設のし尿処理部門について、現在、5名の職員を配置し、業務を行っていますが、施設の老朽化及び圏域し尿処理施設の将来計画を策定する必要があり、この計画に合わせ長期的視点に立ち、投資経費や維持管理経費の軽減を図るため、長期包括的運営も含め検討するものとします。

③ 南陽やすらぎ荘調理業務の業務委託の検討

同施設の調理部門について、現在4名の職員を配置し、業務を行っていますが、民間委託への移行について検討し、平成25年度に業務委託に移行を実施するものとします。

※ 平成25年度から業務委託への移行について計画しています。

④ 長井及び千代田クリーンセンターの受付業務の民間委託の検討

職員を配置して行っていた受付業務について、平成19年度に委託化について検討し、平成20年度から嘱託職員を配置していますが、平成21年度に全面委託化(嘱託職員での配置も含め)の検討を行うものとします。

※ 受付業務中、搬入物の確認及び搬入指導等の業務があること更に受付業務の所管系の業務の連携から、現状の体制が効率的であることから、現状の嘱託職員の配置により行うものとします。

⑤ 浅川ふれあい公園の指定管理者制度導入についての検討

同公園の利用促進を含め、指定管理者制度導入について、平成21年度に検討を行うものとします。

※ 管理について、地元高島町中島地区と密接な関係を保持する必要性があり、最終処分場と一体的な管理を行ったほうが効率的であることから、現状の体制により管理を行うものとします。

また、利用促進については、公園内に「あずまや」を設置し、また、芋煮会ができる器具をそろえる等取り組んでいます。一層のPRや環境整備を行っていくものとします。

(3) 職員の適正配置と人件費の抑制

定員管理にあたっては、高度化・多様化する住民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、事務事業全般について計画的に点検見直しを行いながら、適正な組織編制・人員配置となるよう定員管理の適正化に努めるとともに給与、手当の見直しを行い人件費の削減を行うものとします。

① 定員管理について

行財政改革の一環として定員適正化を図り、事務事業を効果的かつ効率的に処理するための適正な職員数と配置を定め、定員抑制を図る中で多様化・複雑化する行政需要に対応できるよう体制を確立していくものとします。

ア 職員の推移

平成12年度から平成20年度までの職員数の推移は下表のとおりですが、平成11年度には、千代田クリーンセンターの新しい焼却施設が完成し、ごみ処理時間も24時間となったことによって職員の増員を行いました。以降、米沢クリーンセンターの施設運転部門を民間委託に移行するとともに事務事業の見直しや退職者の不補充措置をとり、適正化に努め、平成12年度と平成20年度を比較すると17名(16.1%)の減員を行ってきました。

平成20年度にあつては、前年度と比較し、4名の減となっているが、平成19

年度末の退職者3名及び派遣職員1名の減によるもので、内、2名は廃棄物処理の受付業務の配置職員を嘱託職員とし、2名については、不補充の体制になっています。

(各年度4月1日現在、単位:人)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
職員数	105	106	105	103	100	95	93	92	88
内派遣職員数	13	13	13	11	8	2	2	2	1

※ 平成17年4月から、米沢クリーンセンターの施設運転部門を業務委託

イ 職員の年齢構成等状況(平成20年4月1日現在) (派遣職員除く)

20歳未満	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	計
	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	
	5	8	15	8	5	16	12	18	87

全職員の内、40歳以上が60%、50歳以上が36.6%と高年齢層以上が大半を占めており、30歳後半から40歳前半にかけて、10%と低い値になっています。

特に22歳以下の職員が配置されていない状況にあり、将来の組合運営を担う人材といった面を考慮する必要があります。

なお、計画期間が終了する平成25年までに職員採用を行わない場合の職員年齢構成は次のとおりとなります。

20歳未満	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	計
	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	
		5	8	15	8	5	16	12	69

本組合にあっては、総務、企画部門、衛生部門、民生部門に大別されるが、部門別の職員年齢構成は次のとおりであります。

部門	20歳未満	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	計
	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳		
総、企			2	2	1	2	1	1		10
衛生		4	5	10	5	3	13	7	10	57
民生		1	1	3	2		2	4	7	20

職員87名の職種別の内訳は、事務職24名、技術職58名、技能労務職5名となっています。次の表のとおりです。

事務職については、23歳に2名配置されているが、この年齢以下の職員配置がなされていない状況にあります。

また、技術職については、廃棄物処理施設の管理部門を強化し、処理部門を民間委託に移行することから、管理部門において、し尿、ごみ処理施設の技術管理者、電気主任技術者等の資格者を配置する必要があります。このため有資格者や資格を取得できる学歴者の計画的な職員採用を行う必要があります。

技能労務職員については、養護老人ホームの調理業務に4名、廃棄物処理施設の施設運転部門に1名配置されていますが、定年退職又は民間委託により平成25年度には配置されないこととなります。

職種	20歳未満	20歳 ㄱ 24歳	25歳 ㄱ 29歳	30歳 ㄱ 34歳	35歳 ㄱ 39歳	40歳 ㄱ 44歳	45歳 ㄱ 49歳	50歳 ㄱ 54歳	55歳 ㄱ 59歳	計
	事務職		2	3	5	1	2	1	2	8
技術職		3	5	10	7	3	15	8	7	58
技能労務職								2	3	5

ウ 今後の退職予定者数

各年度末における定年退職者数は、平成24年度に7人というピークを向かえますが、定員適正化を推進していく上では、この点についても念頭に入れ採用計画を考えていく必要があります。計画期間中(平成20年度～平成25年度)の退職者数は次のとおりです。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
退職者数	1	3	4	3	7	1

※各年度末における退職予定者の人数(原則定年退職者)

(派遣職員除き)

エ 今後の定員管理のあり方

1) 定員適正化目標

・ 基本方針

厳しい経済状況の下で、限られた人材や財源の中で、新たな構成市町や住民からのニーズに対応していくためには、更に簡素で効率的・効果的な組合運営の確立を目指し、定員適正化を進めていく必要があります。また、職員の年齢構成からみて、中長期的な見地から職員の採用に留意することが必要です。

さらに、定員適正化に当たっては、単なる人員削減ではなく、効率的な公共サービスの提供という目的のもとで、社会状況の変化に伴う新たなニーズに柔軟に対応できるよう、進めていくこととします。

将来にわたる組合の財政の健全化と運営の効率化の視点から、少数精鋭主義を基本とし以下の方策により、定員の適正化を図ることとします。

(退職者の不補充)

職員数の削減は、退職者の不補充により行いますが、将来の組合運営を担う人材を計画的に確保することも配慮します。

また、技能労務職員に係る業務については、配置される部門を民間委託をすることから、技能労務職員の補充は行いません。

※ 平成20年度 退職者1人 平成21年度 退職者3人 平成22年度退職者4人の計8人中、7人について不補充とし、将来の組合運営を考慮し、職員の年齢構成のバランスを図ることから1人の新規採用をしてきました。
また、技能労務職員の採用はありません。

(事務事業の見直し)

新たな課題や住民ニーズに対応するため、時代の変化に即した事務事業の見直しを行い定員の抑制につとめます。

計画期間内における事務事業の見直しに係る項目は、現在、調整中の事項がありますが、長井クリーンセンターを廃止し、米沢、南陽クリーンセンターで処理することによる職員の減員及び南陽やすらぎ荘において、将来の計画として、運営主体、管理運営主体を民間機関に移行することが確認されており、職員体制については、段階的な調整が必要となることから退職者後補充は、嘱託職員等により補充することにより減員を行い定数の抑制を行います。

※ 平成22年度退職者4人のうち2人について、南陽やすらぎ荘の福祉専門職員が含まれていますが、正規職員での補充は行わず、嘱託職員を補充することを予定しています。

(民間委託等の推進)

現在の事務事業について、組合の責任領域、費用対効果及び住民サービス等の内容を総合的に検討し、民間委託の実施が適当なものは積極的な民間委託への移行と指定管理者制度の活用を改革の柱としています。

計画期間内における民間委託に係る大きな項目は、千代田クリーンセンターのごみ焼却部門の運転係について業務委託を行い定数の削減を行います。

※ 千代田クリーンセンターの焼却部門である運転係について、平成22年度に一部委託化を行い、10人の定数削減を行っています。

また、平成25年度には、当該部門の全面委託化と南陽やすらぎ荘の調理業務の委託化に移行するものとして準備を進め、定数削減を行うものとします。

(組織の見直し)

組織の縮小を進め、新たな課題や住民ニーズに即応した施策を限られた人員で総合的・機能的に展開するため効率的な組織、機構の見直しを行います。

(多様な職員体制の推進)

業務量が一時的に増大するような場合には原則として臨時職員を、経験等が重視される場合には嘱託職員を任用することで、職員の採用を抑制します。

(職員の育成)

職員数の減員に伴い、職員一人あたりの業務量及び質ともに増加することが想定されるため、環境の変化等にも柔軟に対応し、効率的な組合運営を行うことができるよう職員研修等を計画的に行い、職員の能力向上や開発、業務に取り組む意識を高めるなど、人材育成を積極的に進めてまいります。

(新規業務に対応する職員配置)

電算システム共同アウトソーシング事業、余熱利用施設の設置、管理運営に関する事務が新たな業務として加わり、更に置賜地域の消防の広域化の検討事務局となるなどの新規事業に対応する組織体制の整備が大きな課題です。この新規業務への職員配置は、事務事業の見直し及び業務の民間委託による職員の再配分等で対応するものとし、職員定数の抑制に努めます。

計画期間内における事務・事業の見直し、業務の民間委託等への移行による配置職員の減員数は、次のとおりです。

項目	現配置数	減員数					配置計画
		H20	H21	H22	H23	H24	
長井クリーンセンターし尿部門廃止	7				△4	△2	1
千代田クリーンセンター運転係委託等	20		△4	△6			10
南陽やすらぎ荘退職者不補充	20				△2		18

※長井クリーンセンターの配置計画は、同施設を廃止し、米沢、南陽クリーンセンターに統合し処理することが実現した場合を想定した数値で、配置計画の1人は所長

※南陽やすらぎ荘の配置基準は20人で、減員2人に対して嘱託職員を配置

※千代田クリーンセンターの配置計画は、運転係の配置基準の見直し及び業務委託

※長井クリーンセンターのし尿処理施設を老朽化により廃止し、米沢及び南陽クリーンセンターに統合処理することを想定し、職員の減員を図るものとしていましたが、汚泥再生処理センターを新設で整備することとし、平成26年度の供用開始を目途とすることの方針が確定しました。

この確定から、計6人の減員について、平成26年度の供用開始までは配置が必要となります。

また、新たな業務として2市2町の消防広域化に取り組み、平成24年度から置広の業務として消防業務を行うこととしていますが、この準備事務のため平成23年度に関係市町からの派遣職員で2人を増員するものとなります。

更に平成24年度の消防広域化により、226人の消防職員が身分を切替え本組合職員として配置され、消防業務が行われることとなりますが、当該職員の人事、給与、福利厚生業務の総務関係業務、予算、起債等の財政業務及び出納業務並びに消防施設、機器整備に関する施設整備が新たな業務として見込まれます。

このことから、前記網掛け部分について、次のように改正するものとします。

【改正】

計画期間内における事務・事業の見直し、業務の民間委託等への移行による配置職員の減員数及び新規業務に対応する職員の配置は、次のとおりです。

項目	現配置数	減員数					配置計画
		H20	H21	H22	H23	H24	
千代田クリーンセンター運転係委託等	20		△4	△6			10
南陽やすらぎ荘退職者不補充	20				△2		18
新規 広域消防業務						3	3

※南陽やすらぎ荘の配置基準は20人で、減員2人に対して嘱託職員を配置

※千代田クリーンセンターの配置計画は、運転係の配置基準の見直し及び業務委託

※新規の広域消防業務の配置計画は、従来構成市町の総務課等で行っていた職員の人事、給与、財務事務等に関する事務を置広総務課で行うことによる配置計画で費用負担は2市2町による

2) 定員適正化目標数値

これらの定数管理の適正化の基本的考え方により、平成25年4月1日の職員数を73人とし、平成20年度比で15人、17.04%の削減を目標数値とします。

【数値目標の内容】

	計画前年度	計画期間の状況(人)					H25.4.1	期間内計	
	H19	H20	H21	H22	H23	H24		人数	適正化率
配置職員数	92	88	88	85	81	79	73	△15	17.04%
退職予定数	4	1	3	4	3	7		18	
採用予定者	0	1	0	0	1	1		3	
増減数	△4	0	△3	△4	△2	△6		△15	
削減数合計			△3	△7	△9	△15		△15	

※ 職員数を各年度の4月1日現在で比較していますので、退職予定者数及び採用

予定者数は各年度の4月2日から4月1日までの間の総数となります。

※ 定員適正化の数値目標について、業務の民間委託の実施による定年退職者の不補充などにより、平成23年4月の配置職員は81人（平成20年度比 △7）となり、現状において100%の達成率となっている。

今後において、し尿処理施設の設置、管理運営の方針の変更及び消防広域化に係る新規業務の配置、更に本組合の年齢別の職員配置状況からも将来の組合運営を考慮し、職員配置計画について検討を行うこととしたい。

② 給与の適正化

ア 基本的な考え方

給与制度については、これまでも人事院勧告や構成市町の改正を勘案しながら改正を行い、また、各種手当の引下げや廃止などを行い給与の適正化に努めるとともに、総人件費の抑制に努めてまいりました。

国の給与構造改革の実施に準じ給与制度の見直しを実施しましたが、今後とも、人事院勧告や構成市町の給与見直し等を見据えながら制度の見直しを進めてまいります。また、特殊勤務手当については、平成17年度に全面的な見直しを行い縮小しましたが、今後も引き続き、支給対象及び支給基準等を精査し、必要な見直しを行います。

イ 具体的な取り組み

・ 給料表の運用と給与レベル

平成17年度の人事院勧告に基づき、給与構造改革が行われ、それに伴い平成18年度から新給料表が導入され、本組合でも、国家公務員制度に準拠して、平成18年度から新給料表へ移行しています。

本組合の給与については、南陽市、高島町、川西町の給与レベルを基準としているが、今後においても同基準を尊重し運用していくものとします。

なお、本組合、南陽市、高島町、川西町とのラスパイレス指数、平均年齢、給与等の状況は次のとおりです。

	本組合	南陽市	高島町	川西町
ラスパイレス指数	97.2	97.2	94.2	93.9
一般職の平均給料	327,302円	328,132円	341,236円	346,791円
一般職の平均年齢	41.8歳	41.2歳	44.1歳	44.0歳

・ 退職手当と退職時特別昇給の廃止

退職手当については、国に準じて支給率を引下げる措置を講じてきました。なお、退職時の特別昇給は、平成18年度に廃止しています。

・ 特殊勤務手当の見直し

技術の進歩等による業務内容の変化、職務の困難性の軽減化等により本来の支

給用件に照らし、その支給が妥当かどうか検討を行い、見直しを実施し、次の手当について平成18年度から支給停止又は廃止していますが、平成21年度に支給停止から廃止の手続きを行います。

種類	職員の範囲	支給額
職務手当	クリーンセンター従事職員	月額 6,000 円
	養護老人ホームの相談員、支援員、看護師業務	日額 200 円
	養護老人ホームの事務、栄養士の業務	日額 100 円
	養護老人ホームの調理の業務	日額 200 円
現金取扱手当	一般廃棄物処理手数料の徴収の外勤業務	1 回 100 円
死体取扱手当	養護老人ホームで死体の取扱いに従事	1 体 500 円

※ クリーンセンター従事職員の職務手当は廃止、その他は支給停止

また、現在、支給している特殊勤務手当については、廃棄物処理施設における業務の著しい不快、不健康、危険な業務に特定してきましたが、特殊性の有無、業務実態及び支給実態、国、県、構成市町の状況を基準に平成20年度に再度検討を行い、手当の廃止をはじめ、支給額の縮小の見直しを行います。

種類	職員の範囲	支給額
清掃業務手当	し尿又はごみ処理業務に直接従事した職員	日額 200 円
危険手当	(1) し尿処理施設の投入槽、貯溜槽、曝気槽等の清掃及び維持管理の点検、整備等の業務 (2) ごみ焼却炉の炉内、煙道の清掃及び維持管理の点検、整備等の業務 (3) 粗大ごみ処理施設の破砕機内部の清掃及び維持管理の点検、整備等の業務	日額 1,500 円
職務手当	クリーンセンターの勤務で技術管理者、電気主任技術者、ボイラータービン主任技術者の業務	日額 100 円
交替制勤務手当	クリーンセンターに勤務する職員で交替制勤務に従事	1 回 1,000 円

※ 類似施設の支給状況の調査を行うとともに、消防業務における特殊勤務の種類、支給状況との整合を図り、削減を行うものとして取り組んでいます。

・ 管理職手当の減額

管理職手当について、平成21年度、22年度の2カ年間、10%の削減を行います。削減額は、80万円となります。

※ 平成21年度、平成22年度に削減を行い、引き続き平成23年度においても削減を継続するものとします。

・ **時間外勤務手当、休日勤務手当の削減**

業務手順の見直し、効率化を図り時間外勤務手当の削減及び休日勤務の代休制度を活用し休日勤務手当の削減に努めます。

計画期間内の削減額を1千400万円とします。

※ 休日勤務について、代休制度の活用を前提に勤務割を定めるなど取り組み、大幅な削減を図りました。

・ **旅費、日当について**

旅費、日当については、平成12年度に見直しを行い、定額を下回る宿泊料は、実費相当額の支給に、また、日当についても支給範囲及び日当額の制限する内容で規定しています。平成21年度に、構成市町の規定内容と比較し検討を行うものとしします。

- ・ 宿泊料 10,900円（宿泊料金が定額を下回る場合は、実費額）
- ・ 日当 2,200円（鉄道100km、陸路25km未満は2分の1の額）
ただし、特定する地域における日当の取扱いには次のとおりです。

地 域 名		日当の額
山形県	寒河江市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 山辺町 中山町 河北町 西川町 朝日町 大江町 大石田町	日当定額の2分の1に相当する額
福島県	会津若松市 二本松市 桑折町 伊達市 国見町 川俣町 飯野町 磐梯町 会津坂下町 湯川村 会津美里町	
宮城県	白石市	
山形県	山形市 上山市 米沢市 長井市 南陽市 高島町 川西町 白鷹町 飯豊町 小国町	支給しない。
福島県	福島市 喜多方市 北塩原村	
宮城県	七ヶ宿町	

※ 平成23年4月の施行に向け、米沢市の規定内容に準じて改正を行います。

・ **職員福利厚生について**

職員の福利厚生事業として、職員体育大会の開催、研修事業及び福利厚生団体、職員の人間ドックの助成を行っていましたが、福利厚生事業の見直しを行い、平成16年度から人間ドックの助成（30歳以上の職員で6名分）のみを実施しています。

③ **定員、給与の公表**

今までも公表してきましたが、本組合ホームページ及び広域広報「おきたま」で職員数、給与の状況に加え、人事関係情報について公表していきます。

※ 公表を行っています。

(4) 健全な財政運営の推進

各構成市町の地方税等の自主財源の減収が進む一方で、三位一体の改革による地方交付税の削減など、財政事情がますます厳しくなる中、思い切った歳出の合理化に取り組むとともに、新たな歳入の確保などに努めるとともに、既存のサービスの範囲や受益者負担のあり方について見直しを行い、健全な財政運営に努めます。

また、構成市町の財政状況を理解するとともに本組合の中長期的な財政計画を協議するなど、連携を図り、事業の効率的、効果的執行と健全な財政運営を推進するため、財政担当課長による調整会議を開催するものとします。

※ 業務の委託化を行い合理化、経費の削減を図るとともに廃棄物処理手数料の引き上げを行うなど、健全な財政運営に努めてきました。

また、予算編成方針や本組合長期整備計画に係る構成市町財政担当課長による調整会議を開催し、構成市町との連携を図り、事業の効率的、効果的執行と健全な財政運営を推進してきました。

(具体的な取組)

・ 施設・設備等の整備に関する長期計画の策定

今後予想される施設の更新、改築、大規模修繕について、長期計画を策定し財政運営の計画をたて、構成市町と連携を図りながら整備を行います。

※ 千代田クリーンセンターについては、施設の延命化を図ることとして、長期整備計画の策定に取り組むこととし、南陽やすらぎ荘については、平成32年度に民間移管を行うとする基本方針中に整備計画を策定しています。

また、米沢及び南陽クリーンセンターのし尿処理施設に関しては、将来計画を検討し、それに基づく計画を策定するものとし、最終処分場についても新たな最終処分場の用地選定も含め長期整備計画を策定するものとします。

・ ごみ処理手数料等の見直し

ごみ処理手数料については、平成11年度の千代田クリーンセンターの供用にあわせ、有料化を行ってきました。

直接搬入ごみに関しては、平成20年度に10kg当たり100円の手数料を150円に改正を行いました。

生活系のごみについては、証紙(ごみ袋)制度により徴収していますが、処理コスト、袋の製作単価が上昇している状況に対応するとともにごみ減量化、リサイクルに対しての意識の高揚を目的にして平成22年度にごみ処理手数料(証紙)の改正を行うものとします。

また、あわせて現在の平袋からレジ袋タイプに変更し、使い勝手の良いものにします。

この手数料の改正により、平成22、23、24年度の3ヵ年で1億800万円の増額を見込みます。

※ 平成22年度に改定を行っています。

・ 長期継続契約の実施

物品の借入れや役務の提供を受ける契約について、長期継続契約を実施し、経費の削減を行います。この長期継続契約を行うことで、計画期間において総額150万円の削減を行います。

※ 千代田クリーンセンターごみ焼却業務の委託を長期継続契約としたのをはじめ、平成23年度から米沢クリーンセンターの管理業務について長期継続契約とすることで準備をしているところです。

また、従来、単年度で契約している業務についても長期継続契約を行うことでの安定性や合理性を確認し取り組んでいます。

・ 物件費の抑制

本組合の物件費は、し尿、ごみ処理のための薬品等の消耗品費、光熱水費及び燃料費並びに維持補修費の必要経費で占められています。適正な処理を行うために削減は難しい状況にありますが、物件費のうち、事務消耗品について3%の削減、被服貸与品の見直しを行い、計画期間において総額60万円の削減を行います。

※ 予算編成段階において削減項目として盛り込むなどをしながら削減を行っています。

5 改革推進にあたって

「集中改革プラン」の取組を効果的かつ着実に進めるために、職員の意識改革を図った上で、改革の進行管理を定期的に行います。

① 職員の意識改革

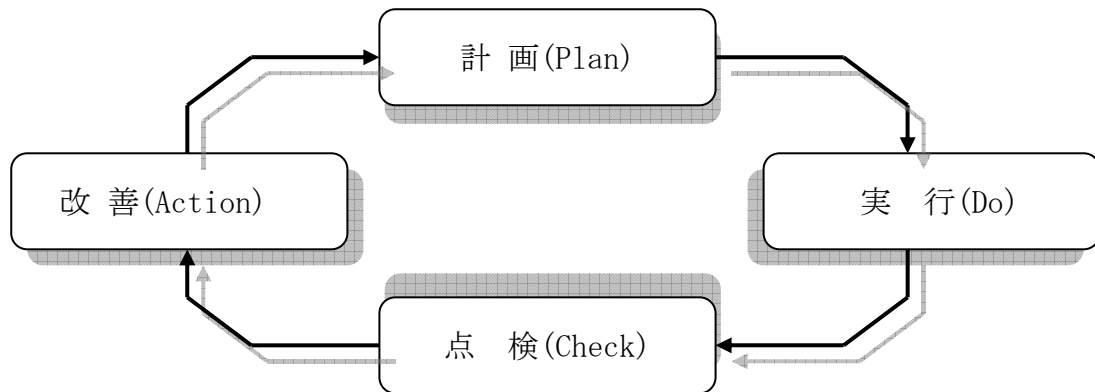
行政改革の実行にあたっては、職員一人ひとりが自ら考え、実現に向け実行していくという姿勢、担当している業務について絶えず問題意識を持つことはもちろんのこと、全ての業務についても関心を持ち、発想と創意工夫により職員が一丸となって、改革に取り組むことが必要不可欠です。しかし、業務量の増加とその対応に追われ積極的に自己啓発をするには難しい環境にあるというのが現状です。

このため、職場内のサポート体制や職員研修等を積極的に展開して、意欲と希望を持って業務に取り組める環境づくりに努めます。

また、行革推進を実行性のあるものにするため、プランの内容を全職員に周知徹底し問題意識を共有し、直面する財政危機に対する具体的な対応策を自ら考え、達成状況を

検証し、達成できなかった項目に関しては、原因を明確にして新たな計画を作成します。

事業実施にあたっては常に「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検(Check)」「改善(Action)」のサイクルに基づき、既存の枠組みや前例にとらわれない目的意識やコスト意識の徹底など職員の意識改革に取り組めます。



すべての職員が意識を共有して、問題の掘り起こしや対応方法の検討など、経費節減に向けた事務改善を進めるため、職員提案制度を創設します。

② 進行管理

- ・ 行財政改革推進会議による徹底した進行管理

改革プランを着実に実行するため、「行財政改革推進会議（本組合の事務局長、課長・所長・庄長及び各構成市町の企画主幹）」において、毎年度進行管理を行い、実施状況について点検します。

また、常に本組合や各構成市町を取り巻く状況の把握に努め、点検検証を行いながら必要に応じ集中改革プランの見直しを行い、時代にあった行財政改革を進めます。

集中改革プランにおける財政効果（平成23年2月中間報告）

（別紙）

1 歳入確保の効果

（単位：百万円、（ ）内は目標値）

項目	改革No.	細目	H20	H21	H22	H23	H24	計	達成率
基金運用見直しに係る事項				1.2 (1.0)	0.6 (1.0)	0.0 (1.0)	0.0 (1.0)	1.8 (4.0)	45.0%
	4	ふるさと市町村圏基金の運用		1.2 (1.0)	0.6 (1.0)	(1.0)	(1.0)	1.8 (4.0)	45.0%
手数料の改正に係る事項			102.9 (93.0)	90.3 (88.0)	131.9 (122.0)	107.7 (116.0)	0.0 (110.0)	432.8 (529.0)	81.8%
	25	ごみ処理手数料の改正（直搬）	100.1 (87.0)	87.8 (82.0)	73.8 (78.0)	73.8 (74.0)	(70.0)	335.5 (391.0)	85.8%
	26	ごみ処理手数料の改正（証紙）			55.9 (38.0)	32.9 (36.0)	(34.0)	88.8 (108.0)	82.2%
	27	し尿収集手数料の改正	2.8 (6.0)	2.5 (6.0)	2.2 (6.0)	1.0 (6.0)	(6.0)	8.5 (30.0)	28.3%
合計			102.9 (93.0)	91.5 (89.0)	132.5 (123.0)	107.7 (117.0)	0.0 (111.0)	434.6 (533.0)	81.5%

2 歳出削減の効果

（単位：百万円、（ ）内は目標値）

項目	改革No.	細目	H20	H21	H22	H23	H24	計	達成率		
事務・事業の見直しに係る事項						10.9 (11.0)	(13.5)	10.9 (24.5)	44.5%		
	5	電算共同アウトソーシング	参加市町別に20%から50%の削減								
	6	広域交流拠点施設指定管理料の削減				(1.0)	(1.0)	0.0 (2.0)	0.0%		
	7	し尿処理施設廃止・統合	し尿処理施設の設置及び管理運営に関する方針の確定により、実施計画を再検討することとし目標値を変更（200→0）								
	9	死亡獣畜処理事業の見直し	平成24年度移行を目標に取組み中						(2.5)	0.0 (2.5)	0.0%
	10	南陽やすらぎ荘の見直し（退職者不補充、嘱託職員化）				10.9 (10.0)	(10.0)	10.9 (20.0)	54.5%		
業務の民間委託等に係る事項				30.6 (20.0)	38.4 (35.3)	38.5 (40.3)	(40.3)	107.5 (135.9)	79.1%		
	14	千代田クリーンセンター運転係委託		21.6 (20.0)	29.4 (30.0)	29.5 (30.0)	(30.0)	80.5 (110.0)	73.2%		
	17	長井・千代田クリーンセンター受付委託		9.0	9.0 (5.0)	9.0 (10.0)	(10.0)	27.0 (25.0)	108.0%		
	19	くりえいと工房見直し			(0.3)	(0.3)	(0.3)	0.0 (0.9)	0.0%		
職員の適正配置・人件費の抑制に係る事項			3.1 (2.0)	5.4 (4.4)	4.8 (4.7)	15.1 (4.3)	(4.3)	28.4 (19.7)	144.2%		
	20	退職者不補充 臨時・嘱託職員化				10.1		10.1 (0.0)			
	22	特殊勤務手当見直し			(0.3)	(0.3)	(0.3)	0.0 (0.9)	0.0%		
	23	休日勤務手当・時間外勤務手当削減	3.1 (2.0)	4.9 (4.0)	4.2 (4.0)	4.4 (4.0)	(4.0)	16.6 (18.0)	92.2%		
	24	管理職手当削減		0.5 (0.4)	0.6 (0.4)	0.6		1.7 (0.8)	212.5%		
健全な財政運営の推進に係る事項			0.0 (0.3)	0.3 (0.4)	5.2 (0.4)	7.3 (1.5)	(1.5)	12.8 (4.1)	312.2%		
	28	物件費の抑制		0.3 (0.1)	0.3 (0.1)	0.4 (0.2)	(0.2)	1.0 (0.6)	166.7%		
	30	長期継続契約による削減	(0.3)	(0.3)	4.0 (0.3)	6.0 (0.3)	(0.3)	10.0 (1.5)	666.7%		
	31	例規集のデータベース化による削減			0.9	0.9 (1.0)	(1.0)	1.8 (2.0)	90.0%		
合計			3.1 (2.3)	36.3 (24.8)	48.4 (40.4)	71.8 (57.1)	(59.6)	159.6 (184.2)	86.6%		

3 効果の総計

（単位：百万円、（ ）内は目標値）

項目	H20	H21	H22	H23	H24	計	達成率
歳入確保の効果	102.9 (93.0)	91.5 (89.0)	132.5 (123.0)	107.7 (117.0)	0.0 (111.0)	434.6 (533.0)	81.5%
歳出削減の効果	3.1 (2.3)	36.3 (24.8)	48.4 (40.4)	71.8 (57.1)	0.0 (59.6)	159.6 (184.2)	86.6%
合計	106.0 (95.3)	127.8 (113.8)	180.9 (163.4)	179.5 (174.1)	0.0 (170.6)	594.2 (717.2)	82.8%